

令和 7 年度 伊江村会計年度任用職員の募集

～ 令和 7 年度に任用を予定している会計年度任用職員を募集します ～

会計年度任用職員とは？

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）内の任期で任用される非常勤の地方公務員です。

1. 任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
※令和8年4月以降は、人事評価の結果を踏まえ、再任用される可能性があります。
2. 任用形態 (1) フルタイム勤務（週の勤務時間が38時間45分）
(2) パートタイム勤務（週の勤務時間が38時間45分未満）
※任用形態・勤務形態は職種によって異なります。

3. 募集職種 「令和7年度 伊江村会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。

4. 勤務条件等

< 諸手当 >

期末・勤勉手当：任期の定めが6ヵ月以上、週の勤務時間が30時間以上ある場合に支給あり

通勤手当：通勤距離（2km以上～）に応じて支給あり

退職手当：フルタイム勤務者は退職手当の支給あり（勤務した日が18日以上ある月が6月以上を超える場合）

※その他、超勤手当等、勤務内容に応じて別途支給あり

< 休暇制度 >

年次有給休暇：任用期間・勤務年数に応じて年度ごとに付与（最大20日）

特 別 休 暇：〈有給〉夏季休暇、忌引、結婚休暇、産前産後休暇等

〈無給〉病気休暇、介護休暇等

※会計年度任用職員の休暇について（留意事項）

特別休暇以外の休暇を取る場合は「欠勤」となり、欠勤取得対象者が翌年度に同様の勤務形態で任用更新を希望されたとしても認められない場合がございます。

< 給料支払日 >

給 料：当月21日支払い（フルタイム）

毎月末締め、翌月21日支払い（パートタイム）

期末・勤勉手当：6月25日、12月10日

※支払日が土日祝日の場合は、前営業日に振り込み

< 福利厚生 >

任用形態により社会保険（地方公務員共済組合等）、厚生年金保険、雇用保険等の各種保険に加入します。

< 服務等 >

- (1) 地方公務員法が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限等）

- (2) 営利企業の従事（兼業）制限

パートタイム勤務者は兼業を制限されませんが、届出を義務付け、兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合、伊江村の信用を損なうような恐れがある場合は、兼業を制限します。

5. 応募資格

- (1) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当しない方
- ・禁固以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・伊江村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそのもとに設立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 募集職種一覧の各職種に関する資格要件等を満たす方

6. 応募方法・受付期間

申込書類	① 伊江村会計年度任用職員 任用申込書 ② 応募職種資格要件に該当する、免許又は資格証明書の写し 上記書類を、各応募職種提出先へ郵送または持参し提出してください。	
問合せ先	(1) 伊江村役場の募集職種	〒905-0592 伊江村字東江前38 伊江村役場 総務課 (TEL: 0980-49-2001)
	(2) 伊江村教育委員会の募集職種	〒905-0501 伊江村字東江上75 伊江村教育委員会 (TEL: 0980-49-2334)
	(3) 伊江村公営企業課の募集職種	〒905-0503 伊江村字川平519-14 伊江村公営企業課 (TEL: 0980-49-2255)
受付期間	令和7年1月20日(月)から 令和7年2月10日(月) (郵送の場合は、受付最終日消印有効) ※受付期間を過ぎた場合でも、任用申込書は随時受け付けますが、令和7年4月からの任用選考については、期間内の申込者から優先して行います。	

7. 申込書提出から任用までの流れ

- (1) 「伊江村会計年度任用職員 任用申込書」の提出。
- (2) 書類選考を行い、任用候補者を決定します。
- (3) 任用候補者へ面接のご連絡をします。(2月中旬ごろ～)
- ※希望職種の申込者が多数の場合や、書類選考から漏れた場合は、面接の連絡がないこともありますので、ご了承ください。
- (4) 面接選考を行い、任用の可否を決定します。
- (5) 任用候補者全員に任用可否の通知を送ります。(3月1日までに)
- (6) 任用内定者は、健康診断書等の必要書類を指定された期限内に提出し、任用決定となります。

【その他】

- ※提出された任用申込書は返却しません。
- ※提出された任用申込書については、任用に係る書類面接選考及び任用手続き以外の目的には一切使用いたしません。
- ※申込書や面接等で偽りがあった場合や応募資格がない等が判明した場合は、任用を取り消しますのでご留意下さい。
- ※地方公務員法の規定に基づき条件付き採用期間が適用され、任用後1ヵ月間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- ※会計年度任用職員の任用については、予算の成立を条件としています。予算の確保ができなかった場合、任用内定を取り消すことがあります。